

(目的)

第 1 条 本手順書は、(一社)宮城県薬剤師会(以下本会)における臨床・疫学研究倫理審査委員会(以下倫理審査委員会)の設置・運営・審査・記録の保存等、及び臨床・疫学研究に関する手順を定めたものである。

(適用範囲)

第 2 条 本手順書は、本会が次の各号について審査を行う際に適用する。

- (1) 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号、平成 29 年 2 月一部改正)の適用範囲に該当する研究であり、本会会員及び県下の薬剤師において実施されるもの
- (2) その他、倫理審査委員会が必要と認めた研究

(用語の定義)

第 3 条 本手順書における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の定めるところによる。

(倫理審査委員会等の設置および情報の公表)

第 4 条 本会会長は、人を対象とする医学・薬学系研究を倫理的及び科学的観点から審査するため、倫理審査委員会及び倫理審査委員会事務局を設置する。

2 本会会長は、倫理審査委員会の次に示す事項について、倫理審査委員会報告システム(厚生労働省)にて年 1 回以上公表する。

- ・組織及び運営に関する規程
- ・委員名簿
- ・倫理審査委員会の開催状況(審査日、開催場所、委員の出席状況、会議の審議時間等を含む)
- ・審査の概要(ただし、倫理審査委員会が非公開とすることが必要と判断したものについてはこの限りではない)

(倫理審査委員会等の組織)

第 5 条 倫理審査委員会は会長が指名する次の者 5 名以上をもって組織する。また、倫理審査委員会には本会に所属しないものが複数含まれ、かつ男女両性で構成されなければならない。

- (1) 薬学・医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
- (3) 一般の立場を代表する者
- (4) 宮城県薬剤師会役員

2 委員長及び副委員長を、委員の互選により選任する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。

4 委員の任期は 2 年とする。但し平成 30 年の委員は例外として理事の選任期間の平成 31 年 6 月までとする。欠員が生じた場合には委員を補充するが、任期は前任者の残任期間とする。

5 倫理審査委員会事務局員は本会職員より 2 名以上で構成する。

- 6 委員及び倫理審査委員会事務局員は、業務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様とする。
- 7 委員及び倫理審査委員会事務局員は、審査等に必要な教育・研修を継続的に受けなければならない。

(審査)

第6条 倫理審査委員会は、以下の最新文書を研究機関の長から入手しなければならない。

- (1) 倫理審査申請書(様式1)
  - (2) 研究計画書(参考資料)
  - (3) 研究責任者の経歴書(様式2)
  - (4) 説明文書(参考資料)、同意文書(様式3)、同意撤回文書(様式4)  
(但し、侵襲かつ介入を伴わない観察研究では、同意関連文書を必ずしも必要としない場合がある)
  - (5) 利益相反自己申告書(様式5)
  - (6) 研究の現況の概要に関する資料(継続審査等の場合)
  - (7) 倫理審査申請チェックリスト(様式6)
  - (8) 研究倫理に関する研修修了証のコピー倫
  - (9) その他倫理審査委員会が必要とした資料
- 2 委員長または委員長が指名した委員は、申請研究が倫理審査委員会の適用範囲か否かを判断し、適用範囲ならば審査する。
  - 3 倫理審査委員会は必要に応じて、年数回開催する。
  - 4 倫理審査委員会事務局は、開催通知及び必要な審査資料を2週間前までに委員へ送付する。
  - 5 倫理審査委員会は、次の観点から申請研究を審査する。
    - (1) 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
    - (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
    - (3) 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
    - (4) 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
    - (5) 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
    - (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
    - (7) 個人情報等の保護
    - (8) 研究の質及び透明性の確保
    - (9) 研究者の利益相反に関する状況
  - 6 倫理審査委員会は委員の過半数かつ5名以上が出席し、第5条の規定を満たすことを成立要件とする。
  - 7 倫理審査委員会は、審査対象の研究に関わる研究者等及び研究機関の長を、審議及び採決の場に同席させてはならない。ただし、研究の説明及び質疑応答等のため、研究者等を会議に出席させることはできる。また、審査の対象、内容等に応じて、有識者に意見を求めることができる。
  - 8 倫理審査委員会の判定は次の各号とし、判定は原則として全会一致をもって決定する。ただし、委員長が認めたときには、出席委員の3分の2をもって採決する。この場合、倫理審査委員会事務局は少数意見を審査録に記録する。
    - (1) 承認
    - (2) 修正した上で承認
    - (3) 条件付承認
    - (4) 不承認
    - (5) 保留(継続審査)

(6) 停止（研究の継続には更なる説明が必要）

(7) 中止（研究の継続は適当でない）

(8) 非該当

9 倫理審査委員会事務局は倫理審査報告書(様式 9)を作成し、研究機関の長へ提出する。

(1)判定が「修正した上で承認」の場合、修正の確認は倫理審査委員会事務局が行い、倫理審査委員会あるいは委員長が裁決する。

(2)判定が「保留」の場合、不足資料等を整えたのち、次の倫理審査委員会で再審査する。

10 倫理審査委員会は、他の研究機関が実施する研究について審査を行った後、継続して当該研究機関の長から当該研究に関する審査を依頼された場合、審査を行い、意見を述べなければならない。

#### (記録の保存)

第 7 条 本会会長は、倫理審査委員会が審査を行った研究に関する資料について、当該研究の終了について報告される日までの期間、倫理審査委員会事務局の鍵のかかる保管庫に保管しなければならない。侵襲（軽微な侵襲を除く）を伴う研究で介入を行う研究の審査資料においては、終了報告日から 5 年間適切に保管しなければならない。

#### (迅速審査)

第 8 条 次のいずれかに該当する審査について、委員長が指名する委員による迅速審査を行うことができる。

なお、委員長は迅速審査の結果について、次回の倫理審査委員会で報告し、すべての委員に報告する。

(1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、既に当該研究の全体について共同研究機関において倫理審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査

(3) 侵襲を伴わない研究であって介入を行わないものに関する審査

(4) 軽微な侵襲を伴う研究であって介入を行わないものに関する審査

(5) 公衆衛生上における危害の発生と拡大防止のための緊急の研究

#### (改廃)

第 9 条 本手順書の改廃は倫理審査委員会の審議を経て、会長の決裁によるものとする。

#### 附則

本手順書は平成 30 年 6 月 1 日から施行する。